

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	
○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 の辞退 【告示】 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする 医師の指定及び辞退 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 土地改良区の解散 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ " ○ " ○ " ○ " ○ " ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】		人事課		
健康推進課 " 障害福祉課 長寿社会課 耕地課 治山課 " " " " " 道路整備課 "				
○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧 ○ 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村） ○ 公共測量の実施 ○ " ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了 【公安委員会】 ○ 猟銃等講習会の開催 ○ 年少射撃資格講習会の開催		耕地課 <td colspan="2"></td>		
生活安全企画課 " 建築指導課 " 監理課 "			担当課（室）	

◎岡山県規則第二号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第五号中「職員と同居している次に掲げる者」を「次に掲げる者（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条の三第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害から適用する。

◎岡山県告示第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月二十七日

指定した医療機関

名称

医療法人行堂会長野病院

所在地

総社市総社二二三―四三

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成二十九年一月一日

◎岡山県告示第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

シラガ薬局

倉敷市玉島乙島七三四八一八

平成二十八年十二月三十一日

◎岡山県告示第四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年一月十七日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

村岡孝幸	肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
------	-------------------------	-------------	--------------

菊本陽子	肢体不自由、腎臓	金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇
------	----------	------	---------------

近藤潤次	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸	近藤医院	玉野市東田井地一三九八
------	-------------------------	------	-------------

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

久保孝文	肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
------	-------------------------	-------------	--------------

◎岡山県告示第四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

えがお訪問看護ステーションわけ

2 所在地

岡山県和気郡和気町日室一七一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人平病院

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所四三八番地

三 廃止年月日

平成二十九年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三六二三九〇〇三五

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、
土地改良区が次のとおり解散した。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

長谷内土地改良区

二 土地改良区の所在地

美作市真加部一六一六

三 解散年月日

平成二十八年十月二十日

◎岡山県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
英田郡西栗倉村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

英田郡西栗倉村大字大茅字三倉木七八〇の一、七八〇の六三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 早島松島線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
都窪郡早島町早島字丁田三一八三番六地先から 倉敷市鳥羽字金才一二六九番一地先まで	新	二四・〇ㇵ 六四・八	九九五・六
都窪郡早島町早島字池ノ下三三五一番三 地先から 倉敷市鳥羽字金才一二六九番一地先まで	旧	四・〇ㇵ 三六・二	一〇二〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 馬形美作線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

美作市檜原下字棚田茶畑二九六番二地先 から 美作市檜原下字木田口二八四番二地先 で	美作市檜原下字棚田茶畑二九六番二地先 から 美作市檜原下字木田口二八四番二地先 で
旧	新
三・五 〃 一三・〇	一二・〇 〃 一五・二
一九〇・〇	一九〇・〇

◎岡山県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	馬形美作線	美作市檜原下字棚田茶畑二九六番二地先から 美作市檜原下字木田口二八四番二地先まで	平成二十九年一月二十七日

〔一六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

四人新開水路（非補助土地改良（かんがい排水）事業）
六間丘1―1番川水路（
”
）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款
事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十九年一月二十七日から同年二月十七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

北七区8条（農業基盤整備促進（農業用排水施設）事業）
西七区2条2（
”
西七区5条2（
”
）
）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款
事業計画書

平成29年1月27日 岡山県公報 第11858号

四 縦覧の期間

平成二十九年一月二十七日から同年二月十七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

平成29年1月27日 岡山県公報 第11858号

〔二七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

岡山市長

二 地区名

小山地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成二十九年一月二十七日から同年二月十七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔一八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市全域	測 量 区 域
公共測量（道路計画）道路三 次元データ計測	測 量 の 種 類
平成二十八年十二月二十日か ら平成二十九年三月十七日ま で	測 量 期 間

〔一九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	玉野市東田井地 内、築港地内
測 量 の 種 類	公共測量（地図作成業務）
測 量 期 間	平成二十九年一月十日から同 年三月十五日まで

平成29年1月27日 岡山県公報 第11858号

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二三三―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市泉五―三一県営団地四―四〇五

藤田 孝司

総社市上林二九四―一上林住宅二号

藤田 侑弥

三 許可番号

岡山県指令建指第二八三号

◎岡山県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十九年一月二十七日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十九年 五月二十九日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成二十九年 四月二日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十九年 四月十二日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十九年 四月二十五日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成二十九年 五月十日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十九年 五月二十三日	午後一時	備前市伊部二七六―一 備前警察署
	平成二十九年 六月七日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十九年 六月十四日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十九年 六月二十一日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十九年一月二十七日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十九年五月二十六日（金） 午前十時	平成二十九年六月二十七日（火） 午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

九千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。